

10月から幼児教育・保育の無償化がスタート

問合先 こども支援課保育担当

10月から、主に3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園・保育所、認定こども園などの利用料が無料になります。無償化の範囲や上限額は、保育の必要性の認定（支給認定）の有無や子どもの年齢、住民税非課税世帯であるかによって異なります。

なお、これまでも施設ごとに実費で徴収していた費用（副食費（食材料費）・通園送迎費・行事参加費など）は無償化の対象外となり、副食費については、これまでの主食費に加え、実費徴収となります。

対象者・対象範囲

幼稚園・認可保育所（園）・認定こども園

- ・3～5歳児クラスの全ての子ども利用料を無償化
- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども利用料を無償化
- ・新制度未移行幼稚園などの利用料は、月額2万5700円を上限に無償化（就園奨励費は無償化開始に伴い終了）
- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）は、満3歳児から無償化
- ・実費として徴収されている

費用（副食費（食材料費）、通園送迎費、行事費など）は、無償化の対象外

幼稚園の預かり保育

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合は、3歳児クラスから月額1万1300円を上限に利用料を無償化

認可外保育施設・特別保育施設

- ・3～5歳児クラスの子ども（保育認定があり、保育所などを利用していない）は、月額3万7000円を上限として利用料を無償化

- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども（保育認定があり、保育所などを利用していない）は、月額4万2000円を上限として利用料を無償化

障害児通園施設など

- ・3～5歳児クラスの子どもの利用料を無償化

- ・幼稚園、保育所、認定こども園などと併用する場合も無償化の対象

企業主導型保育事業

- ・3～5歳児クラスおよび0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの標準的な利用料を無償化

印鑑登録制度のご案内

問合先 市民課住民記録担当

印鑑登録証明書は、個人の印鑑を公に証明するものであり、押印した文書に添付することで、本人の同一性と本人の意思の確認をする大変重要な書類です。印鑑登録をするに印鑑登録証（カード）が交付されますので、登録証明書の交付請求の際はこのカードを提示してください。

印鑑登録できる方

市内に住民登録をしている15歳以上の方（成年被後見人は除く）

印鑑登録ができる場所

市役所、若葉駅前出張所

登録できる印鑑

注文で作った印鑑または市販の印鑑（氏または名の印鑑でも登録可）

印影が一辺の長さ8mmの正方形より大きく、25mmの正方形に収まるもの

登録できない印鑑

大量生産されたもの、プラスチックなどの変形しやすい素材で作られたもの、文字や輪郭が欠けているものや逆彫り（白抜き）のもの、本人の氏名と判断できないもの、住民基本台帳に記載されている氏名または名以外のものなど

印鑑登録の方法

本人または代理人（申請用の委任状を持参）が登録できる印鑑を持って申請してください。本人確認のため、照会書を自宅に郵送します（ただし、本人の申請で顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書があれば即日登録可）。

照会書が届いたら必要事項を記入の上、登録印鑑を押印し、回答期限内に申請した場所へお持ちください。代理人の場合には回答届（委任状）と代理人の印鑑が必要です。

※ **保証人登録（即日登録可）**
すでに鶴ヶ島市で印鑑登録をしている方に保証人となってもらい登録する方法です。保証書の記載の仕方は、お問い合わせください。

注意事項

印鑑登録証は登録印と同様に大切なものです。本人が大切に保管してください。

印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を必ず持参の上、交付申請書に必要事項を正確にご記入ください。印鑑登録証がないと印鑑証明書は交付できません。

国民健康保険証の一斉更新を行います

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

現在の国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限が、9月30日までのため、一斉更新を行います。

新しい保険証は9月中旬に世帯主あてに簡易書留郵便で送ります。9月中旬に届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

新保険証は7月31日まで

令和2年8月から「保険証」と「高齢受給者証」を一体化することに伴い、新しい保険証の有効期間は令和元年10月1日から令和2年7月31日までの10か月間となります。なお、令和2年度からの有効期間は、「8月1日から翌年7月31日まで」に変更となります。

・期間内に後期高齢者医療制度の対象者になる方などは、その時点で保険証が切り替えとなります。

・有効期限が切れた保険証は、ご自身で裁断するなどして、処分をお願いします。

・保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。表示欄を保護するシールを希望する方には、市

役所や各市民センターなどで配布します。

会社の健康保険に加入した場合 には国保への届出が必要です

届出がお済みでない方は、手続きをお願いします。なお、他の健康保険に加入した後に、国保の保険証を使い診療を受けた方は、国保負担分の医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

- ① 国保の保険証など
 - ② 職場などの保険証
 - ③ 個人番号カードまたは通知カード（個人番号が確認できるもの）
 - ④ 運転免許証または旅券など（官公署が発行した顔写真付きの証明書）
- ※ ①と③ともに世帯主および対象者分

滞納している世帯の方

国民健康保険税を1年以上滞納している世帯は、有効期間の短い保険証（短期保険証）を9月中旬以降に保険年金課の窓口で交付しますので、更新手続きをお願いします。

「プレミアム付商品券」販売のご案内

問合せ先 福祉政策課プレミアム付商品券担当

10月に予定される消費税率・地方消費税率の10%への引き上げに伴い、市民税非課税者や子育て世帯への影響緩和と、市内での消費喚起の事業として、「プレミアム付商品券」を販売します。

購入対象者

市民税非課税の方

平成31年1月1日に鶴ヶ島市に住民登録があり、令和元年度市民税非課税の方。ただし、市民税課税者と同一生計・扶養親族、生活保護受給者などは除く。

※ 申請いただいた方に、9月中旬より順次購入引換券を送付します。なお、該当する可能性のある方には、8月から申請書を送付しています

子育て世帯の方

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯主の方

※ 出生日により住民登録要件があります。該当する方には、9月中旬より順次購入引換券を送付します

商品券

1セット5000円分（500円券×10枚）を4000円で

販売（1人当たり5セットまで購入可）

商品券販売期間

10月1日（火）～令和2年2月28日（金）

商品券販売場所

市内郵便局4局（平日9時～17時）

・鶴ヶ島郵便局

（脚折183514）

・鶴ヶ島駅前郵便局

（上広谷1317）

・鶴ヶ島鶴ヶ丘郵便局

（鶴ヶ丘38129）

・鶴ヶ島下新田郵便局

（下新田5413）

市役所2階 10月5日（土）、12

日（土）（2日間のみ）8時30分

～12時

若葉駅前出張所 10月1日

（火）～10月4日（金）（4日間のみ

9時～17時）

商品券使用可能期間

10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

【ご注意】

プレミアム付商品券販売を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して ～9月10日から16日は自殺予防週間です～

問合せ 障害者福祉課障害者支援担当

自殺は「個人の問題」とされがちです。実際は、病気やケガ、失業や借金、介護や育児の負担、いじめや虐待、過労やストレスといった個人と社会の要因が絡み合い、「心理的に追い込まれた末の死」といわれています。

「死にたい」と「生きたい」の気持ちの間で揺れ動き、不眠、体調不良、自殺をほめかす言動などのサイン(予兆)を発することが多いとされています。

このSOSに身近な人が気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなげ、見守ることで、自殺は防ぐことができます。

この働きかける人を「ゲートキーパー(命の門番)」といいます。

現代社会では誰もが心の健康を損なう可能性があります。自殺を特別なことにせず身近な問題として受けとめれば、一人ひとりは大切な人の「ゲートキーパー」です。

気づき・声かけ

元気がない、ため息が多い、食欲がない、眠れていないなど、身近な人のいつもと違う

様子が気になったら、自分なりに声をかけてみましょう。

耳を傾ける

しっかり相手と向き合い、言い分をそのまま受けとめます。うなずくだけでも十分です。これまで苦しんできたことをねぎらい、相手は「自分は独りでなかった」と安心できます。激励や説教は禁物です。

つなぐ

相談を受けた側は、一人で抱えず、内容によっては早めに病院や相談機関の専門家につなぎます。本人のプライバシーを守りながら、家族や上司・友人らの協力を求めます。

見守る

世話を焼き過ぎず、少し気に留める程度で、いつもと変わらぬ態度で、温かく、長い目で見守ります。

市の取り組み

毎月1回精神科医による「こころの健康相談(23ページ参照)」を開催しています。保健師や精神保健福祉士が随時相談に応じています。

高齢年金を受給されている皆さんへ

問合せ先 保険年金課国民年金担当

高齢年金は、雑所得として所得税や住民税の課税対象とされています(障害年金、遺族年金は課税されません)。高齢年金の年金額が所得税の課税対象(65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上)となる方に対して、9月中に日本

金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、内容をご確認の上、提出期限までに必ず提出してください。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税などの源泉徴収税額が多くなる場合もありますので、ご注意ください。

主な相談窓口

県立精神保健福祉センター

(伊奈町小室818-2 ニューシャトル・丸山駅下車)

電話相談「こころの電話」 ☎048・723・1447(平日)

来所相談(電話予約制 平日9時～17時) ☎048・723・3333

厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」

☎0570・064・556(平日9時～17時)

埼玉いのちの電話

☎048・645・4343(24時間365日)

さいたまチャイルドライン

どんな悩みも受けとめる18歳までの子どもがかけられる無料の電話です。

☎0120・99・7777(毎日16時～21時 ※金曜日は16時～23時)

暮らしとこころの総合相談会

生活全般およびこころの健康を、弁護士や専門の職員がお受けします。

相談場所 JACK大宮5階(さいたま市大宮区錦町682-2)

月2回木曜日 15時～19時

電話予約制 ☎048・782・4675

坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)

☎283・7815(平日8時30分～17時15分)



第25回参議院議員通常選挙の結果

問合先 選挙管理委員会

参議院埼玉県選出議員選挙 投票率 48.56% (46.48%)

当選	候補者名 (届出順)	得票数
	ししど ちえ	2,225(244,399)
当	伊藤 岳	3,626(359,297)
当	矢倉 かつお	5,535(532,302)
	沢田 良	2,136(204,075)
	さめじま 良司	226(21,153)
当	くまがい 裕人	5,413(536,338)
当	古川 俊治	7,418(786,479)
	小島 一郎	183(19,515)
	佐藤 恵理子	968(80,741)

※()は、埼玉県全体の投票率と得票数です

参議院比例代表選出議員選挙 投票率 48.55% (46.48%)

政党等名称 (届出順)	得票数
日本共産党	2,985(293,786)
自由民主党	8,213(873,762)
オリーブの木	72(7,554)
社会民主党	565(44,100)
公明党	4,273(403,601)
国民民主党	1,499(145,141)
日本維新の会	2,078(203,663)
幸福実現党	97(10,169)
立憲民主党	5,731(578,880)
労働の解放をめざす労働者党	17(2,701)
NHKから国民を守る党	700(68,685)
安案死制度を考える会	186(18,997)
れいわ新選組	1,370(132,831)

※()は、埼玉県全体の投票率と得票数です。得票数は、小数点以下を切り捨てて表記しています

7月21日に行われた第25回参議院議員通常選挙の鶴ヶ島市の開票結果は、次のとおりです。

総合計画に対するご意見をお聞かせください

問合先 政策推進課政策担当

令和2年度からの新たなまちづくりの指針となる「総合計画」の素案に対するパブリックコメントを実施します。

受付期間 9月1日(日)～9月30日(月)

提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を記入し、メール(10200010@city.tsurugashi)

性センター、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館で閲覧できます。

Mail:city、郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ(FAX271-1190)または直接持参してください。

閲覧方法 計画素案は市ホームページのほか、市役所、女性センター、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館で閲覧できます。

明るい選挙啓発標語コンクール 入選作品

問合先 選挙管理委員会

高校生に選挙について考えてもらう機会を増やし、若年層の投票率の向上につなげるため、鶴ヶ島市明るい選挙推進協議会が埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校の生徒を対象に「鶴ヶ島市明るい選挙啓発標語コンクール」を実施しました。

632点の応募作品の中から、最優秀作品1点および優秀作品2点を選出しました。

最優秀作品
「その一票 未来を変える 意思表示」(3年生 小澤秋徳さんの作品)

優秀作品
「選ぼうよ 令和最初の投票で」(2年生 平野莉耶さんの作品)

「今このとき 未来に向けて一票を」(1年生 中里すみれさんの作品)

秋の全国交通安全運動を実施します

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

これからの季節は日が短くなり、夕暮れ時や夜間の事故が発生しやすくなります。

自動車運転中だけでなく、歩行中や自転車乗車中も、必ず交通ルールを守り、交通安全を心掛けましょう。

夕暮れ時や、夜間の交通事故防止には、「反射材の着用」と「ハイビームの適正な使用」が、とても有効です。

歩行者は、明るい色の服を着用し、反射材を身に付け、ドライバーから見えやすい格好を心掛けましょう。

ドライバーは、周囲の状況を判断し、ハイビームとロービームをこまめに切り替えながら走行してください。

それぞれが少しの工夫をするだけで、交通事故発生リスクは大きく減少します。

一人ひとりの心掛けが、自分の命だけでなく、誰かの命を守ることに繋がります。

交通安全の輪を広げ、交通事故のないまちを目指しましょう。

実施期間 9月21日(土)～9月30日(月)

運動重点 反射材の着用とハイビームの適正な使用による交通事故防止

街頭指導 店舗・交差点利用者にはチラシなどを配布しながら、交通安全を呼びかけます。

日時 9月24日(火)16時から

場所 ベイシア鶴ヶ島店

貯水槽水道の適正な管理をお願いします

問合先 生活環境課環境保全担当

マンションやビルのように市や水道事業者が供給する水道水を、一旦受水槽に貯めた後に各住居や事務所などに水道水を供給する給水設備を、受水槽の有効容量に関わらず総称して貯水槽水道と呼んでいます。

その中で受水槽の有効容量が10m³を超えるものを簡易専用水道と呼び、水道法に規定された管理が義務づけられています。

また、受水槽の有効容量が10m³以下のは小規模貯水槽水道と呼び、水道法の規制を受けていませんが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の適用を受けます。

受水槽を設置された方は、安全で衛生的な飲み水を確保するため、正しい管理を行い、定期的に検査を受けなければなりません。

なお、簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けるようにしてください。

受水槽・高置水槽について

も、掃除を1年以内ごとに1回、行わなければなりません。清掃には専門的な知識・技術が必要であることから、建築物衛生法に基づき、埼玉県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

法定検査実施機関

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishisu/02a.html>



詳細はこちら

貯水槽清掃業者

埼玉県庁ホームページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/iru-eisei/iru-touroku.html>



詳細はこちら

※ 登録検査機関などは随時追加・変更されますので、必ず最新情報をご確認ください

小学校就学時健康診断のお知らせ

問合先 学校教育課学務担当

学校保健安全法に基づき、令和2年4月小学校入学予定のお子さんを対象に、健康診断を実施します。保護者の方には、9月上旬に就学時健康診断通知書を郵送します。通知書が届かない方は、当日都合のつかない方は、学校教育課までご連絡ください。

※ 車での来校はご遠慮ください

対象 令和2年4月小学校入学予定のお子さん

場所 市内各小学校

内容 内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、知能検査

学校名	実施予定日	受付時間
鶴ヶ島第一小学校	10月11日(金)	13時 5分～13時30分
鶴ヶ島第二小学校	10月11日(金)	13時10分～13時30分
新町小学校	10月11日(金)	13時10分～13時30分
杉下小学校	10月 9日(水)	13時10分～13時30分
長久保小学校	10月10日(木)	13時10分～13時30分
栄小学校	10月 9日(水)	13時10分～13時30分
藤小学校	10月 7日(月)	13時20分～13時40分
南小学校	10月 9日(水)	13時10分～13時30分

宝くじ助成金で自治会館に備品を整備しました

問合先 地域活動推進課地域活動推進担当

今年度、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施しているコミュニティ助成事業の助成金をいただき、下新田会館に備品を購入しました。

この備品整備によって、より一層充実した自治会活動ができるようになりました。

整備備品

テント2張、音響設備一式(ワイヤレスアンプ、マイクなど)、会議用テーブル30台、



折りたたみ椅子70脚、エアコン4台、洋式便座4台、掲示板1台、物置1台、LED投光器3台、発電機1台